

仕 様 書

(令和 7 年度認可外保育施設調理担当者等検便業務委託契約)

1 検査項目

- (1) 腸管出血性大腸菌検査 O-157
- (2) 腸内細菌検査（赤痢菌・サルモネラ菌等）

2 検査対象者及び検査回数

(予定)保育施設で調理を担当する職員 23 名前後×月 1 回×12 月
(対象者数は、変動する場合あり)

3 回収について

(1) 回収日

業者で指定。月 1 回程度

(2) 回収場所 回収場所は、次の 6 か所とする。

	施 設 名	所在地
1	大道みらいこども園	那覇市字大道 146-1
2	久場川みらいこども園	那覇市首里久場川 2-18-10
3	宇栄原みらいこども園	那覇市宇栄原 4-17-10
4	天久みらいこども園	那覇市天久 1-4-1
5	那覇市立こども園東給食センター	那覇市与儀 2-10-20
6	那覇市立こども園西給食センター	那覇市楚辺 2-1-1

(3) 回収時間 市と受託者協議のうえ決定する。

(4) 指定の回収日に提出できなかった者のため、再度回収日設けるか、 本人が検査機関に直接届けるか又は郵送での受け入れをする等、受検漏れの低減に努めること。

4 検査結果

- (1) 検査結果に異常があった場合は、直ちに所属の施設長に連絡し、指導に当たること。
- (2) 検査結果一覧名簿、請求書、見積書は、1 か月分をまとめて、こどもみらい課認可外グループへ提出すること。
- (3) 検査結果を各施設長に提出すること（郵送可）。

5 業務は、環境に配慮して実施すること。特に医療廃棄物に関しては法を遵守し、適正に処理すること。また、適正処理を証するマニフェストを提出すること。

- 6 事業者は、労働基準法その他の関係法令を遵守するとともに、労働者等及び下請負人等の適正な労働環境の確保及び向上に努めるものとする。